

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十五号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正し、令和五年五月二十四日から適用する。

令和五年五月二十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信



(略)		
83	イブルチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3627及び3628
	イブルチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年2月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3613、3627及び3628
(略)		
92	フィチン酸ナトリウム（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3475及び3476
93	ペミガチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3579、3590、3602、 3605、3609、3610、 3621、3622、3648、 3653及び3660
94	アバトロンボグマレイン酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
95	コール酸（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3267から3272まで
96	ホスレボドパ/ホスカルビドパ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1734から1737まで及び 1739から1741まで

(略)		
83	イブルチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3627及び3628
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)

97	ミリキズマブ（遺伝子組換え）（点滴静注用に限る。） （当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2766、2767、2772、 2773及び2777から2780 まで
	ミリキズマブ（遺伝子組換え）（皮下注用に限る。）（ 当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2766、2767、2771から 2773まで及び2777から 2780まで
98	ペグバリアーゼ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3267から3272まで
99	ロペグインターフェロン アルファ-2 b（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3648、3650、3653及び 3654
100	レボフロキサシン水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1929
101	パイナップル茎搾汁精製物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年12月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	4021から4024まで及び 4026

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)